

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第15号**

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第38号様式（その1）（第8条関係）  
（県税更正（決定）通知書の表面）

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 通知書 決定										
納税者の所在地及び名称 様								年 月 日		
香川県県税事務所長 図										
次のとおり更正・決定したので通知します。										
事業年度				から		まで		徴収番号		
事業税・地方法人特別税				県 民 税						
事業税	所得割額	区 分		課税標準	税率	税額	法 人 税	課税標準	円	
		年 万円以下の金	①	円		円		税率		
		年 万円を超え年 万円以下の金額	②	円		円		法人税割額	㉕	円
		年 万円を超える金額	③	円		円		道府県民税の特定寄附金税額割除額	㉖	円
		小計 ①+②+③	④	円		円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別課税対象所得税額等相当額の控除額	㉗	円
		軽減税率不適用法人の金額	⑤	円		円		外国の法人税等の額の控除額	㉘	円
		付加価値割額	⑥	円		円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	㉙	円
		資本割額	⑦	円		円		利子割額の控除額	㉚	円
		収入割額	⑧	円		円		差引法人税割額	㉛	円
		計 ④+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧	⑨	円		円		㉜-㉝-㉞-㉟-㊱	㉞	円
地方法人特別税	所得割額	区 分		課税標準	税率	税額	均 等 割 額	課税標準	円	
		所得割に係る地方法人特別税額	⑩	円		円		既に納付の確定した当期分の法人税割額	㉟	円
		収入割に係る地方法人特別税額	⑪	円		円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	㊱	円
		計 ⑩+⑪	⑫	円		円		仮装経理に基づく事業税の控除額	㊲	円
		仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額	⑬	円		円		既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㊳	円
		差引 ⑫-⑬	⑭	円		円		均等割額算定月数及び均等割額	㊴	円
		減免の金額	⑮	円		円		差引 ㉞-㉟+㊱	㊴	円
		既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯	円		円		均等割額	㊵	円
		差引 ⑯-⑰	⑱	円		円		減免の金額	㊶	円
		既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	円		円		既に納付の確定した当期分の均等割額	㊷	円
差引 ⑲-⑳	㉑	円		円	差引増減額 ㉑+㉒	㉑	円			
利子割額	㉒	円		円	控除した金額	㉒	円			
控除しきれなかった金額	㉓	円		円	控除しきれなかった金額	㉓	円			
既に還付を請求した利子割額	㉔	円		円	既に還付を請求した利子割額	㉔	円			
既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉕	円		円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉕	円			
利子割還付額	㉖	円		円	利子割還付額	㉖	円			
加算金計 ㉑+㉒+㉓+㉔	㉗	円		円	更正・決定の理由					
指定納期限	年 月 日									
指定納期限までの延滞金額	事業税及び地方法人特別税	円								
	県 民 税	円								
納付場所	裏面一覧表のとおり									

注意 略

第38号様式（その1）（第8条関係）  
（県税更正（決定）通知書の表面）

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 通知書 決定										
納税者の所在地及び名称 様								年 月 日		
香川県県税事務所長 図										
次のとおり更正・決定したので通知します。										
事業年度				から		まで		徴収番号		
事業税・地方法人特別税				県 民 税						
事業税	所得割額	区 分		課税標準	税率	税額	法 人 税	課税標準	円	
		年 万円以下の金	①	円		円		税率		
		年 万円を超え年 万円以下の金額	②	円		円		法人税割額	㉕	円
		年 万円を超える金額	③	円		円		道府県民税の特定寄附金税額割除額	㉖	円
		小計 ①+②+③	④	円		円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別課税対象所得税額等相当額の控除額	㉗	円
		軽減税率不適用法人の金額	⑤	円		円		外国の法人税等の額の控除額	㉘	円
		付加価値割額	⑥	円		円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	㉙	円
		資本割額	⑦	円		円		利子割額の控除額	㉚	円
		収入割額	⑧	円		円		差引法人税割額	㉛	円
		計 ④+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧	⑨	円		円		㉜-㉝-㉞-㉟-㊱	㉞	円
地方法人特別税	所得割額	区 分		課税標準	税率	税額	均 等 割 額	課税標準	円	
		平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	⑩	円		円		事業税の特定寄附金税額割除額	㉟	円
		仮装経理に基づく事業税の控除額	⑪	円		円		既に納付の確定した当期分の事業税額	㊱	円
		課税免除の金額	⑫	円		円		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊲	円
		差引 ⑩-⑪-⑫-⑬	⑬	円		円		既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㊳	円
		均等割額算定月数及び均等割額	⑭	円		円		均等割額	㊴	円
		減免の金額	⑮	円		円		差引 ㉞-㉟+㊱	㊴	円
		既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯	円		円		均等割額	㊵	円
		差引 ⑯-⑰	⑱	円		円		減免の金額	㊶	円
		既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	円		円		既に納付の確定した当期分の均等割額	㊷	円
差引 ⑲-⑳	㉑	円		円	差引増減額 ㉑+㉒	㉑	円			
利子割額	㉒	円		円	控除した金額	㉒	円			
控除しきれなかった金額	㉓	円		円	控除しきれなかった金額	㉓	円			
既に還付を請求した利子割額	㉔	円		円	既に還付を請求した利子割額	㉔	円			
既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉕	円		円	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㉕	円			
利子割還付額	㉖	円		円	利子割還付額	㉖	円			
加算金計 ㉑+㉒+㉓+㉔	㉗	円		円	更正・決定の理由					
指定納期限	年 月 日									
指定納期限までの延滞金額	事業税及び地方法人特別税	円								
	県 民 税	円								
納付場所	裏面一覧表のとおり									

注意 略

(県税更正(決定)通知書の裏面)  
略

(県税更正(決定)通知書の裏面)  
略

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。